

## はじめに

公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」という。）は、平成16年4月、独立して職権を行使する機関として金融庁に設置されました。以来、監査の品質に対する社会の期待がますます高まっている現状を踏まえ、公認会計士監査の質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、投資者の資本市場に対する信頼の向上に努めております。

### 1. 本年度を振り返って

監査事務所に対する審査及び検査等（モニタリング）については、令和元年5月に公表した第6期における「監査事務所等モニタリング基本方針—監査の実効性の更なる向上を目指して—」及び令和3年7月に公表した「令和3事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」に基づき、監査事務所に対して報告徴収や検査を実施しています。本年度は、引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応等の観点から、モニタリング実施方法について柔軟に対応するとともに、監査事務所の経営層の認識、ガバナンス態勢の実効性、海外子会社に係るグループ監査のほか、KAMの決定過程等についても重点的に検証を行っています。また、審査会が実施したモニタリングの成果を関係者のみならず広く一般に提供し、会計監査への関心や意識を高めていただくことを目的に「令和4年版モニタリングレポート」及び「監査事務所検査結果事例集（令和4事務年度版）」を作成中であり、本年7月頃に公表予定です。

令和3年公認会計士試験については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、受験者の安全を確保するための対策を講じた上で実施しました。また、願書提出者数は平成28年試験以降6年連続して増加しましたが、これは試験に関する情報提供の充実などに努めた結果、若年層を中心に関心が高まっていることのほか、年々利用率が高まっているインターネット出願の導入に伴う出願時の利便性の向上が功を奏した結果と考えております。

諸外国の監査監督当局との協力・連携については、本年度も審査会は金融庁と共に東京に本部事務局が置かれている「監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）」の活動を通じて、会計監査に関する国際的な制度・運用の把握や、グローバルな監査の品質の向上に係る国際的な議論への積極的な貢献を続けてきました。また、令和3年4月に開催された第21回IFIAR本会合において、金融庁総合政策局参事官 兼IFIAR戦略企画室長がアジアからは初めてIFIAR副議長に選出されました。審査会も副議長国（日本）の当局として、当該本会合や6大監査法人ネットワークとのCEOセッション、グローバル監査品質ワーキング・グループ会合などにおける、現下の情勢を踏まえた監査の課題等についての議論に積極的に参画しました。このほか、二国間の協力関係においても、各国と締結してきた情報交換枠組等を活用し、国際的に活動する監査事務所に係る情報共有を行うなど、審査会の審査・検査活動に資する当局間の連携を強化しました。

## 2. 第6期を振り返って

本年度は、審査会第6期(平成31年4月～令和4年3月)の最終年度に当たります。第6期における3年間の活動について、あらためて振り返ってみたいと思います。

まず、モニタリング活動については、令和元年5月17日に公表した「監査事務所等モニタリング基本方針―監査の実効性の更なる向上を目指して―」に基づき、監査事務所に対するモニタリングに加え、日本公認会計士協会、日本取引所自主規制法人、日本監査役協会等との意見交換や連携を積極的に実施してまいりました。

令和2年3月頃からは、新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大の影響も踏まえ従来は原則として対面で行うこととしていたモニタリングの実施方法を見直し、オンラインによる方法も活用して柔軟に実施することとしました。また、大手監査法人に対し、通常検査の翌年に実施しているフォローアップ検査について、令和2事務年度以降は、検査先の負担等も勘案し、より効率的・効果的なものとなるよう、原則、個別監査業務に係る検証は実施しないこととしました。

モニタリングの結果については、「監査事務所検査結果事例集」や「モニタリングレポート」の内容を毎年拡充して公表するなど、監査事務所、監査役等のほか、資本市場関係者、更に広く社会への情報提供の充実に努めてきました。また、審査会は、検査対象になった監査事務所や被監査会社の監査役等に対し、審査会の評価が的確に伝わることを目的として、検査結果通知書の「特に留意すべき事項」に5段階の総合評価を記載していますが、令和3事務年度に着手した検査から、当該総合評価の明確化を目的として各評価区分の文言の見直しを行いました。

次に、公認会計士試験については、新試験制度導入後の願書提出者数等が減少傾向にあった時期から、公認会計士の資格・職業の魅力を社会に広く周知すべく大学等で講演を行うとともに、受験者の知識及び能力がより適正に評価されるよう試験問題の改善に努めてまいりました。その結果、経済状況の改善、日本公認会計士協会の普及活動、監査事務所の業務運営の改善等とも相俟って、平成28年から願書提出者数は増加に転じ、現在に至っております。なお、第6期中に行った大学等での講演は、大学で50回、高校で3回の計53回となりました。また、近年の自然災害の多発化・激甚化を踏まえ、試験当日の実施が困難となる場合を想定した検討・準備を行いました。

最後に、国際関係業務について、審査会も副議長国(日本)の当局としてIFIARの運営を継続して支援してきたほか、代表理事会メンバーとして、新型コロナウイルス感染症拡大への対応やIFIARの5か年戦略プランの策定等に関する議論に積極的に参加するとともに、複数の作業部会等に参画するなど、IFIARの活動への貢献を行いました。また、我が国における監査品質の意識向上を図る観点からは、多様なステークホルダーから成る日本IFIARネットワークの総会・企画委員会の開催や、同ネットワーク会員向けのシン

ポジウムへの参加等を通じて、IFIAR の活動等についてステークホルダーに広く発信しました。

このように、第6期を振り返ってみると、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応が多くを占めることとなりましたが、審査会の活動を通じ、監査の質の向上や信頼性の確保に貢献することができました。

この4月に発足する第7期審査会においても、引き続き、上述の課題群に積極的に取り組むことによって、投資者の資本市場に対する信頼の向上を図り、ひいては、日本経済、世界経済の健全な発展に貢献していくことを期待します。

令和4年3月

公認会計士・監査審査会会長

櫻井久勝